

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

m. 遺言執行者が数人ある場合の任務の執行

○遺言できること

遺言執行者が複数人いる場合、その任務の執行は、過半数で決する事になります。

しかし、遺言で過半数以外で任務の執行を決する事が指示出来ます。

○規定された法律

民法（第千七条第一項）

○こんな方へお勧め

遺言執行者を2人指定しようと考えているが、決定は一方に従うようにさせたいと考えている方。

○補足

保存行為（財産の現状を維持するための行為）に関しては、各遺言執行者が単独で行う事が出来ます。（民法第千七条第二項）